

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 河川管理者や下水道管理者等が主体となつて行う治水対策を加速することに加え、関係省庁・官民が連携して、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調節機能の強化、水田等による雨水貯留浸透機能の活用、森林整備・治山対策等を進める。 （重点施策） ・あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の推進 （指標） ・あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数 R元年度 536 → R7年度 約900</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、堤防・ダム・砂防堰堤・下水道・ため池の整備、森林整備・治山対策、ダムの事前放流・堆砂対策、線状降水帯等の予測精度向上、グリーンインフラの活用、災害リスクも勘案した土地利用規制等を含むまちづくりとの連携など、流域全体を俯瞰した流域治水を推進する。</p>
	政策の達成目標	本税制特例措置の創設を通じて貯留機能保全区域の指定を促進し、3年間で30箇所の区域指定を目指す。これにより、当該貯留機能保全区域を有する特定都市河川流域における治水安全度の向上に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	3年間で30カ所の適用を見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	貯留機能保全区域の指定にあたり、土地所有者への説明の際に本特例措置が設けられていることにより、土地所有者の早期の合意が得られ、区域指定による流域内の治水安全度の向上に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

予算上の措置等の要求内容及び金額	—
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	都市部を貫流する特定都市河川流域において、浸水被害を軽減し、流域の安全を確保するため、河川に隣接する低地や雨水が溜まる窪地等、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を面的に有し、流域における浸水の拡大を抑制する効用を有する土地の区域の保全を図る必要がある。そのためにも、本特例措置で税制上のインセンティブを講じた上で、貯留機能保全区域の指定を促進することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—